

議案第39号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第6号の表中

「

非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
--	---------

」

を

「

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円

」

に改める。

別表第3中「低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）」を「低炭素建築物新築等計画」に、「別に市長が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画であると認める旨の書類（以下「適合証」という。）」を「適合証」に、「別に市長が定める基準に適合すると認められる住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「性能評価書」という。）」を「性能評価書」に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
--	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	163,000円
--	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	124,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	163,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	397,000円
--	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	307,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	397,000円

」

に、「適合証又は性能評価書が添付されていない」を「その他の」に改め、同表備考中第6号を第9号とし、第1号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の前に次の3号を加える。

- 1 この表において「低炭素建築物新築等計画」とは、低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画をいう。
- 2 この表において「適合証」とは、別に市長が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画であると認める旨の書類をいう。
- 3 この表において「性能評価書」とは、別に市長が定める基準に適合すると認められる住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

別表第4(1)の部中「建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)」を「確保計画」に、

「

建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「認定計画」という。)に記載された建築物省エネ法第29条
--

第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この表において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合((2)の部及び(3)の部において「他の計画記載建築物の場合」という。)

を

「

他の計画記載建築物の場合

に、

「

床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	103,000円
--	----------

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	103,000円

に、

「

その他の 場合	モデル建物法に よる場合	床面積の合計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
------------	-----------------	--	----------

		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

を

「

その他の場合（工場等の場合に限る。）	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	168,000円

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	260,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	379,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	175,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	224,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	270,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	390,000円
その他の場合（工場等の場合を除く。）	モデル建築法による場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円

	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

に改め、同表(2)の部及び(3)の部中、

変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、

	(1)の部に定める金額に相当する額
--	-------------------

を

「

変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
----------------------------	-------------------------------

に、

「

その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物法による場合にあつては、93,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物法による場合にあつては、158,000円)
	変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額

を

「

その他の場合 (工場等の場合に限る。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建物法による場合にあつては、22,000円)
------------------------	----------------------------	-----------------------------------

	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、 (1)の部に定める金額に相当する額
その他の場合 (工場等の場合を除く。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物法による場合にあっては、93,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、 (1)の部に定める金額に相当する額

に改め、同表(4)の部中「建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)」を「性能向上計画」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
--	---------

を

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円

に、

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	158,000円
--	----------

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	119,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	158,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円
--	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円

」

に改め、同表(5)の部中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表(7)の部中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
--	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	22,000円
--	---------

床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
--	---------

に、

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	158,000円
--	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	119,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	158,000円

に、

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円
--	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円

に改め、「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）」を削り、同表備考第13号中「第30条第2項」を「第

35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号を同表備考第20号とし、同表備考第12号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号を同表備考第19号とし、同表備考第11号を同表備考第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

17 この表において「単位住戸」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。

別表第4備考中第10号を第16号とし、第2号から第9号までを6号ずつ繰り下げ、第8号の前に次の1号を加える。

7 この表において「性能向上計画」とは、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

別表第4備考第1号中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)」に改め、同号を同表備考第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

1 この表において「確保計画」とは、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。

2 この表において「認定計画」とは、建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

3 この表において「算出方法」とは、認定計画に記載された建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法をいう。

4 この表において「他の計画記載建築物の場合」とは、算出方法と同一の方法によりエネルギー消費性能を算出する場合をいう。

5 この表において「工場等」とは、工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第39号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において「低炭素建築物新築等計画」とは、低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において「適合証」とは、別に市長が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画であると認める旨の書類をいう。</u></p> <p>3 <u>この表において「性能評価書」とは、別に市長が定める基準に適合すると認められる住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。</u></p> <p>4～9 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において「確保計画」とは、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第</u></p>

1 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては基準省令

第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。

2~10 (略)

11 (略)

12 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向

2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。

2 この表において「認定計画」とは、建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

3 この表において「算出方法」とは、認定計画に記載された建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法をいう。

4 この表において「他の計画記載建築物の場合」とは、算出方法と同一の方法によりエネルギー消費性能を算出する場合をいう。

5 この表において「工場等」とは、工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

6 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。

7 この表において「性能向上計画」とは、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

8~16 (略)

17 この表において「単位住戸」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。

18 (略)

19 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向

上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

13 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

20 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

【別記1】

(現行)

非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>85,000円</u>

(改正案)

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>17,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>28,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>85,000円</u>

【別記2】
(現行)

名称	事務の区分		金額
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の書類(以下「適合証」という。)が添付されている場合	
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円
	複合建築物	非住宅部分	35,000円
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円
	複合建築物	非住宅部分	35,000円
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円
	複合建築物	非住宅部分	35,000円
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円
	複合建築物	非住宅部分	35,000円
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円
	複合建築物	非住宅部分	35,000円
	非住宅建築物	非住宅部分	35,000円

<u>の促進等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書</u> <u>(以下「性能評価書」という。)</u> が添付されている場合			非住宅部分に係る適合証が添付されていない場合	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合 その他の場合	メートル未満のもの	
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
<u>適合証又は性能評価書</u> が添付されていない場合	非住宅建築物		建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	163,000円

場合	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
複合建築物	非住宅部分	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合	397,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円

(改正案)

名称	事務の区分		金額		
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	適合証	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	
			複合建築物		
			非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
	性能評価書	複合建築物	非住宅部分に係る適合証が添付されている場合	22,000円	
			非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	

非住宅部分に係る適合証が添付されていない場合	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>35,000円</u>
	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>124,000円</u>
非住宅部分に係る適合証が添付されていない場合	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>163,000円</u>
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>307,000円</u>
非住宅部分に係る適合証が添付されていない場合	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>397,000円</u>
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>397,000円</u>

その他の	非住宅建築物	建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	124,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
		その他の場合		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円

複合建築物	非住宅部分	<p>建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるものにより算出する場合</p> <p>その他の場合</p>	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	124,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円

【別記3】
(現行)

名称	事務の区分		金額
(1) 建築物エネルギー消費性能保証計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能保証計画(以下「確保計画」という。)の判定の申請に対する審査	建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「認定計画」という。)に記載された建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この表において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(2)の部及び(3)の部において「他の計画記載建築物の場合」という。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円
	その他の場合	モデル建物法による場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 644,000円
	その他の場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 563,000円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性確保計画に係る適合性判定	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物法による場合)については、93,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物法による場合)については、158,000円
			その他の場合	

申請手数料		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの の	変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に定める 金額に相当する額
(3) 建築物エネルギー消費性能保証計画軽微変更当証明書申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づき確保計画の変更が軽微な変更であるに該当している旨の証明の申請に対する審査	<p>他の計画記載建築物の場合</p> <p>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>の</p> <p>変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>の</p>	<p>35,000円</p> <p>変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に定める 金額に相当する額</p> <p>238,000円(モデル建築物による場合にあつては、93,000円)</p> <p>388,000円(モデル建築物による場合にあつては、158,000円)</p> <p>変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に定める 金額に相当する額</p>

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合	非住宅建築物 複合建築物	非住宅建築物 非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		その他の場合	非住宅建築物	モデル建物法による場合 その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円 388,000円
			複合建築物	非住宅部分	モデル建物法	

					による場合	床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	158,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	388,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に及び、(4)の部に定める金額に相当する額

(7) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されている場合は別に市長が定める書類が添付されている場合	非住宅建築物	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円			
						複合建築物	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
						非住宅建築物	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						その他の場合	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円

複合建築物

住宅部分

単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。))
第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。)の数
が1である住宅部分の全ての住戸がモデル住宅法による場合、単位住戸の数が2以上である住宅部分の全ての住戸の全ての住戸

				がフロア入力 法による場合 又は全ての住 戸が使用基準 による場合				
	非住宅部分	モデル建物法 による場合			床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの			158,000円
		その他の場合			床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの			388,000円

(改正案)

事務の区分		金額
(1) 建築物 エネルギー 消費性	他の計画記載建築物の場合	
	確保計画 _____	22,000円

	_____	35,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円

能 確
保 計
画 に
係 る
適 合 判
性 定 申
請 手
数 料

<p>の判定 の申請に対する 審査</p>	<p>その他の場合（工場等の場 合に限る。）</p>	<p>モデル建築法による場合</p>
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	168,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	260,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	379,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	37,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
	その他の場合	

	<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>175,000円</p> <p>224,000円</p> <p>270,000円</p> <p>390,000円</p> <p>119,000円</p>
<p>その他の場合（工場等の場合を除く。）</p>	<p>モデル建物法による場合</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>158,000円</p> <p>264,000円</p> <p>339,000円</p> <p>415,000円</p> <p>482,000円</p> <p>644,000円</p> <p>300,000円</p>
	<p>その他の場合</p>	<p>300,000円</p>

(2) 変 更 の 建 物 エ ネ ル 一 消 費 性 確 能	建築物省エネ法 第12条第2項又は 第13条第3項の規 定に基づく確保 計画の変更の判 定の申請に対す る審査	他の計画記載建築物の場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メー トル未満のもの	388,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メー トル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ ートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
			~~~~~	~~~~~
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積 に応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額
			〇	〇
			~~~~~	~~~~~
		その他の場合（工場等の場合に限る。）	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建 物法による場合に あつては、22,000 円)
			〇	〇

保 画 係 適 性 定 請 数 料	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 _に 該当している旨の証明の申請に対する審査	<p>他の計画記載建築物の場合</p> <p>その他の場合（工場等の場合に限る。）</p>	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のも の	変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額	238,000円(モデル 建物法による場合 にあつては、93,000 円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のも の	変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額	26,000円(モデル建 物法による場合に あつては、22,000 円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のも の	変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額	

該 更 当 明 請 手 料	性能向上計画 の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている	非住宅建築物	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に 応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額	
			複合建築物	その他の場合（工場等の場合を除く。）	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円（モデル 建物法による場合 にあつては、93,000 円）
				変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積 に 応じ、(1)の部に 定める金額に相当 する額	
(4) 建築物省エネルギー消費性性能向上計画			非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	
			複合建築物	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	
			非住宅 部分			

定 申
請 手
数 料

る場合		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
その他の場合	非住宅建築物	モデル建物法による場合	
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
	その他の場合		
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円

(5) 建築物エネルギー消費性向上計	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	複合建築物	非住宅部分	モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
					その他の場合	
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の部に定める金額に相当する額

<p>変更申請手数料</p>		
<p>(7) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されている場合は別に市長が定める書類が添付されている場合</p>
	<p>非住宅建築物</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 22,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円</p>
	<p>複合建築物</p>	<p>非住宅部分</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 22,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円</p>
	<p>その他の場合</p>	<p>モデル建物法</p>

<p>による場合</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>119,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>158,000円</p>
	<p>~~~~~</p>	<p>~~~~~</p>
	<p>~~~~~</p>	<p>~~~~~</p>
<p>その他の場合</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>300,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>388,000円</p>
	<p>~~~~~</p>	<p>~~~~~</p>
	<p>~~~~~</p>	<p>~~~~~</p>
<p>複合建築物</p>	<p>住宅部</p>	<p>単位住戸</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>分</p>	

	<p>の数が1である住宅部分の全ての住戸がモデル住宅法による場合、単位住戸の数が2以上である住宅部分の全ての住戸がフロア入力法による場合又は全ての住戸が仕様基準による場合</p>		
非住宅部分	モデル建物法による場合		
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円

議案第40号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12
---------	-----------------

」

を

「

山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12
山手台東3丁目さくらの丘公園	宝塚市山手台東3丁目7番1349

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12
山手台東3丁目さくらの丘公園	宝塚市山手台東3丁目7番1349

議案第41号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の
締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定
により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）2月22日提出

宝塚市長 中川 智子

- 1 契約の目的 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥216,260,000.-
- 4 契約の相手方 宝塚市栄町2丁目1番2号
宇都宮建設株式会社
代表取締役 宇都宮 秀市
- 5 工事場所 宝塚市中山台1丁目 地内
- 6 工事概要 補強土工 $A = 3,933 \text{ m}^2$
鉛直式崩壊土砂防護柵工 $L = 33 \text{ m}$

議案第41号

工事請負契約(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その1))の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和4年(2022年)3月31日
- 2 設計者 兵庫県川西市霞ヶ丘2丁目6番13号
株式会社 森エンジニアリング 兵庫営業所
営業所長 山田 隆 幸
- 3 予定価格 ¥268,167,900.-
(入札書比較価格 ¥243,789,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥201,125,925.-
(入札書比較価格 ¥182,841,750.-)

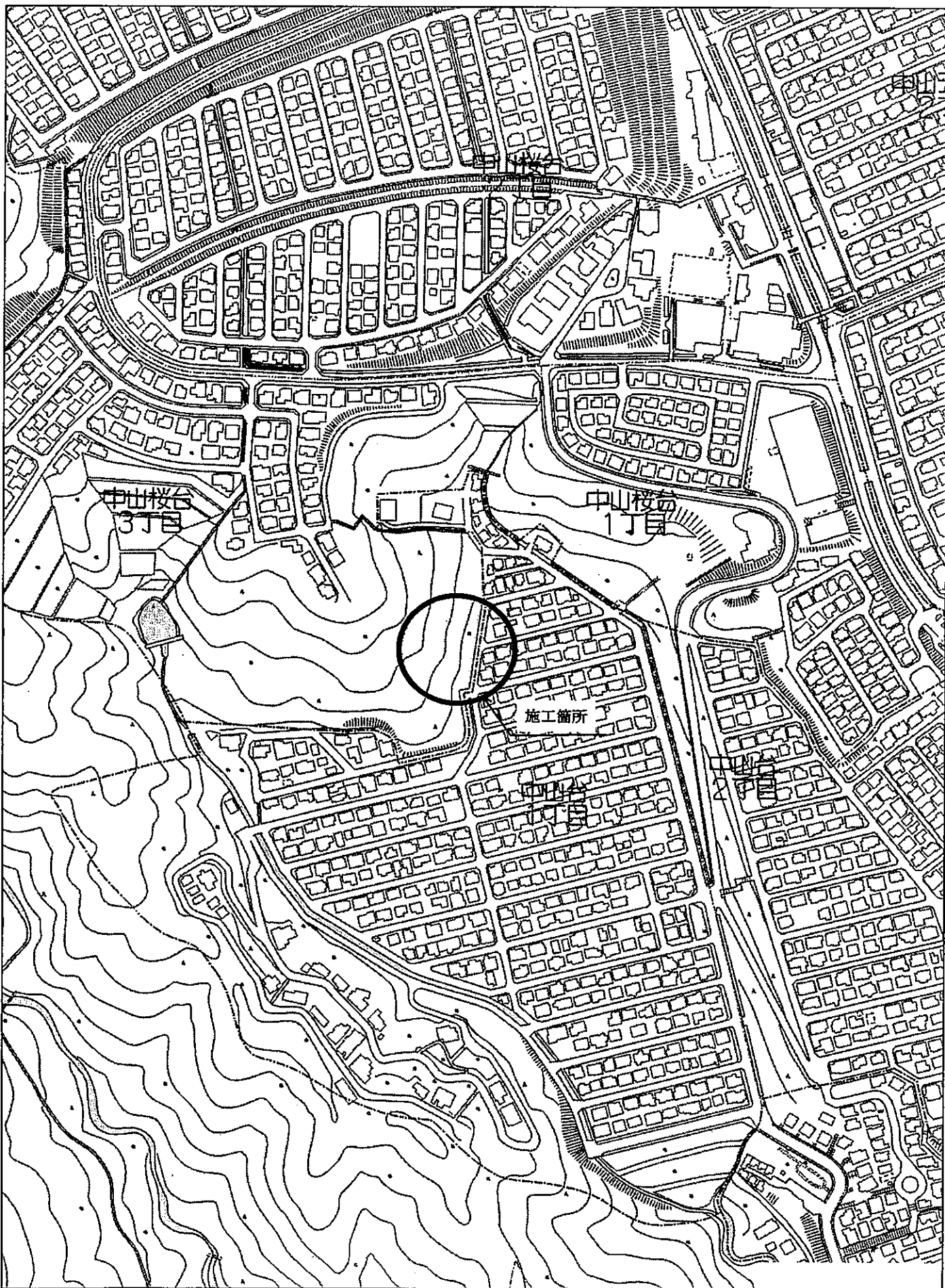
5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札金額(円)	
宇都宮建設(株)	¥196,600,000.-	落札
(株)カナック工業	¥228,500,000.-	
寄神建設(株)	¥243,000,000.-	
伊藤建設(株)	¥243,964,000.-	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

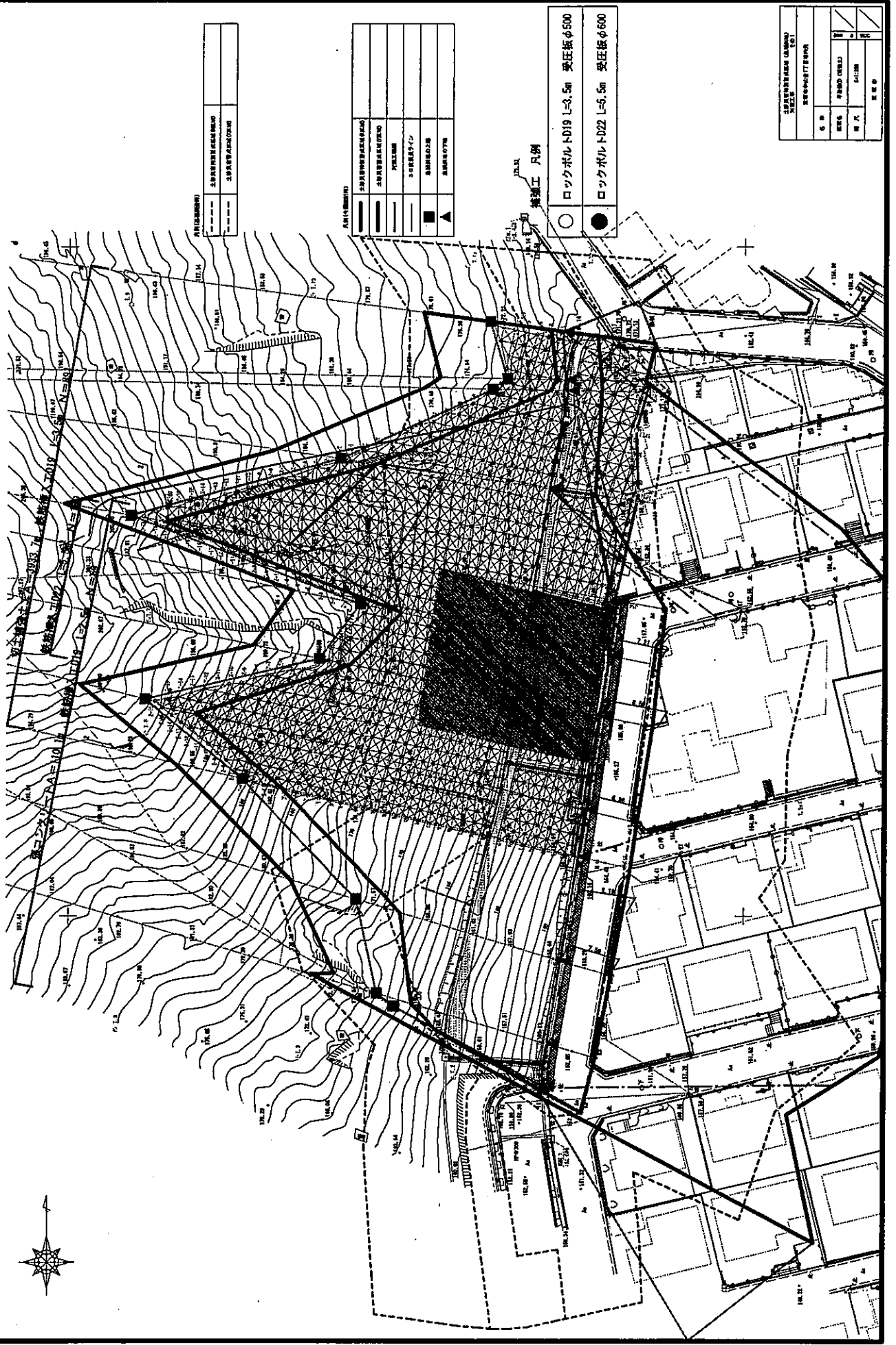
- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥19,660,000.-
- 7 その他 位置図、平面図①及び②並びに横断図①及び②(別紙添付)

位置图



縮尺 1 / 4,000 | 120m

平面図① (補強土) S=1/250



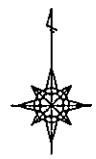
○	ロックボルトφ500
●	ロックボルトφ600

○	ロックボルトφ500
●	ロックボルトφ600

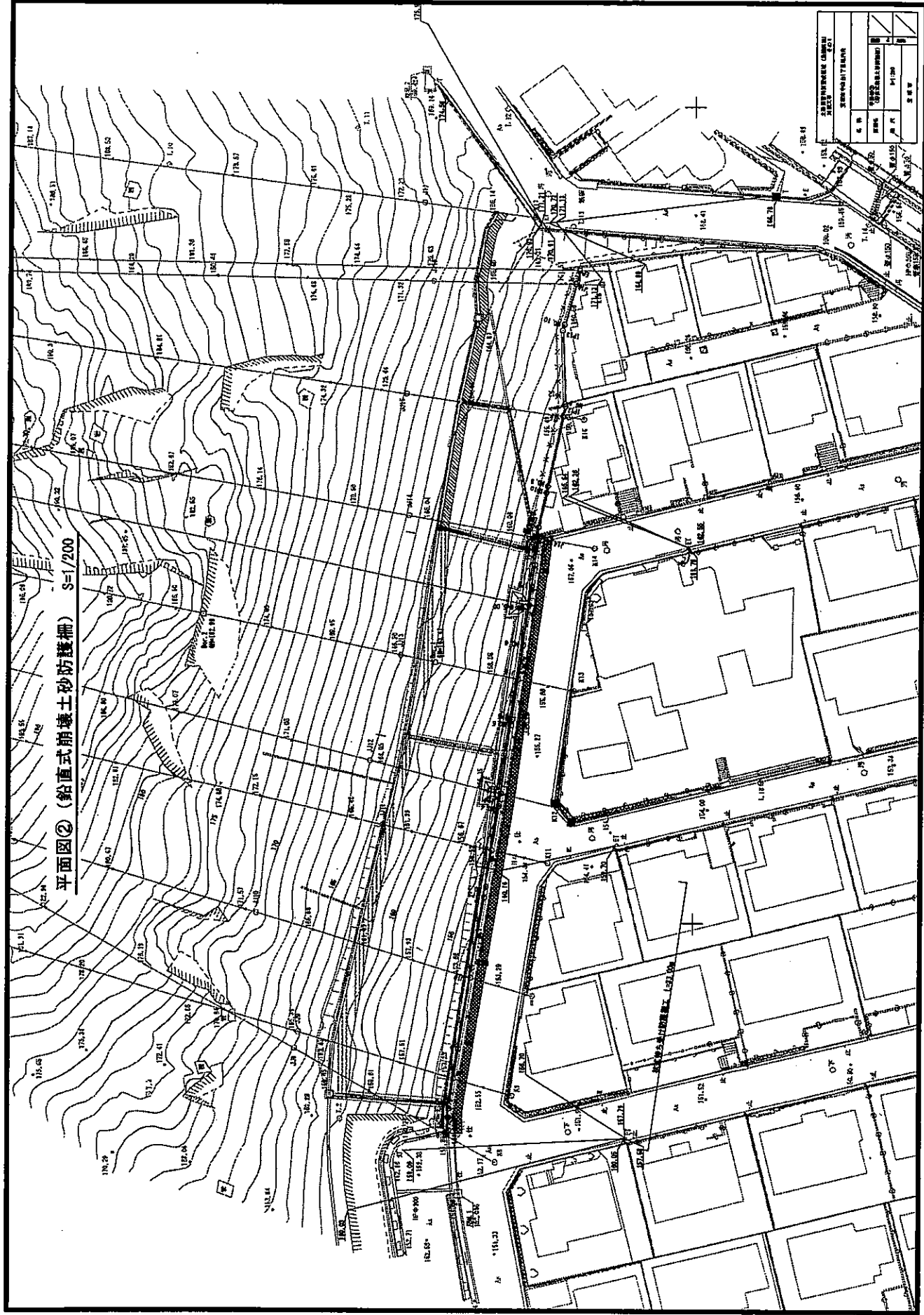
○	ロックボルトφ500
●	ロックボルトφ600

○	ロックボルトφ500
●	ロックボルトφ600

補強工 凡例

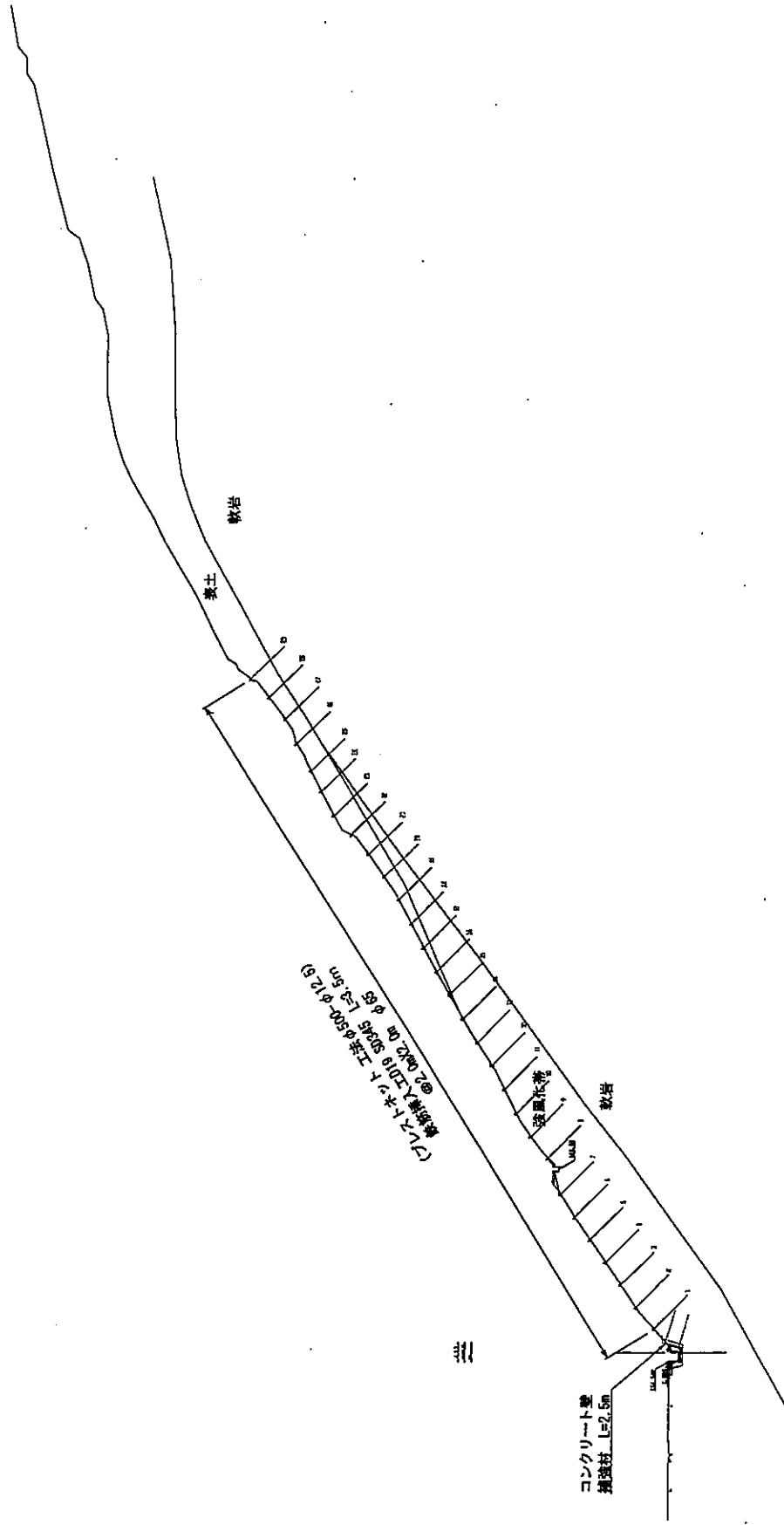


平面図② (鉛直式崩壊土砂防護柵) S=1/200



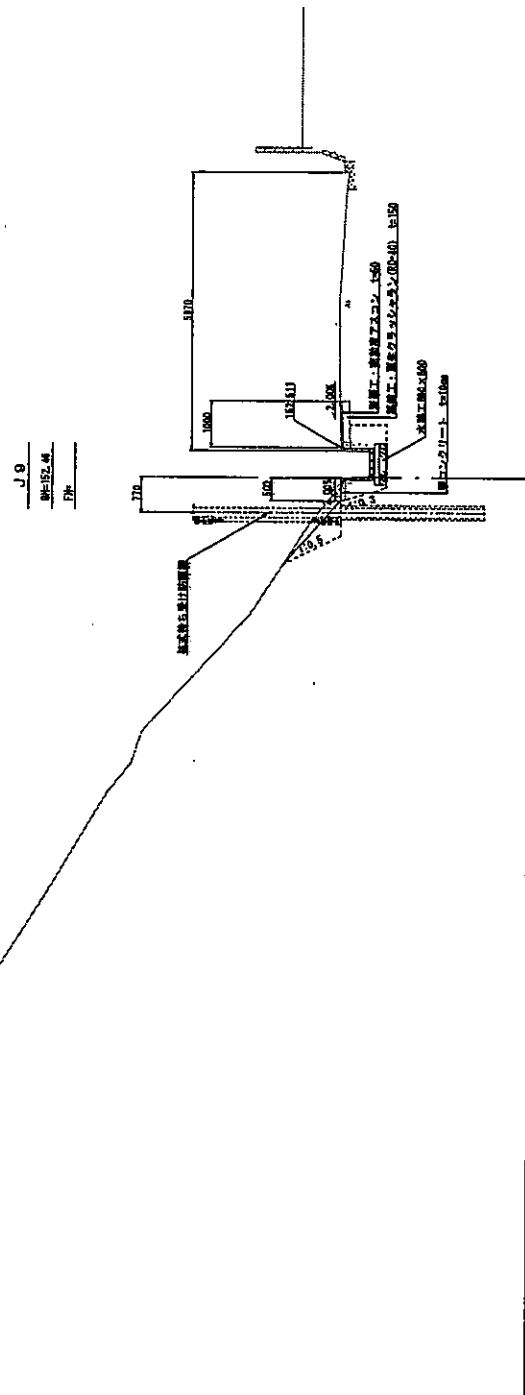
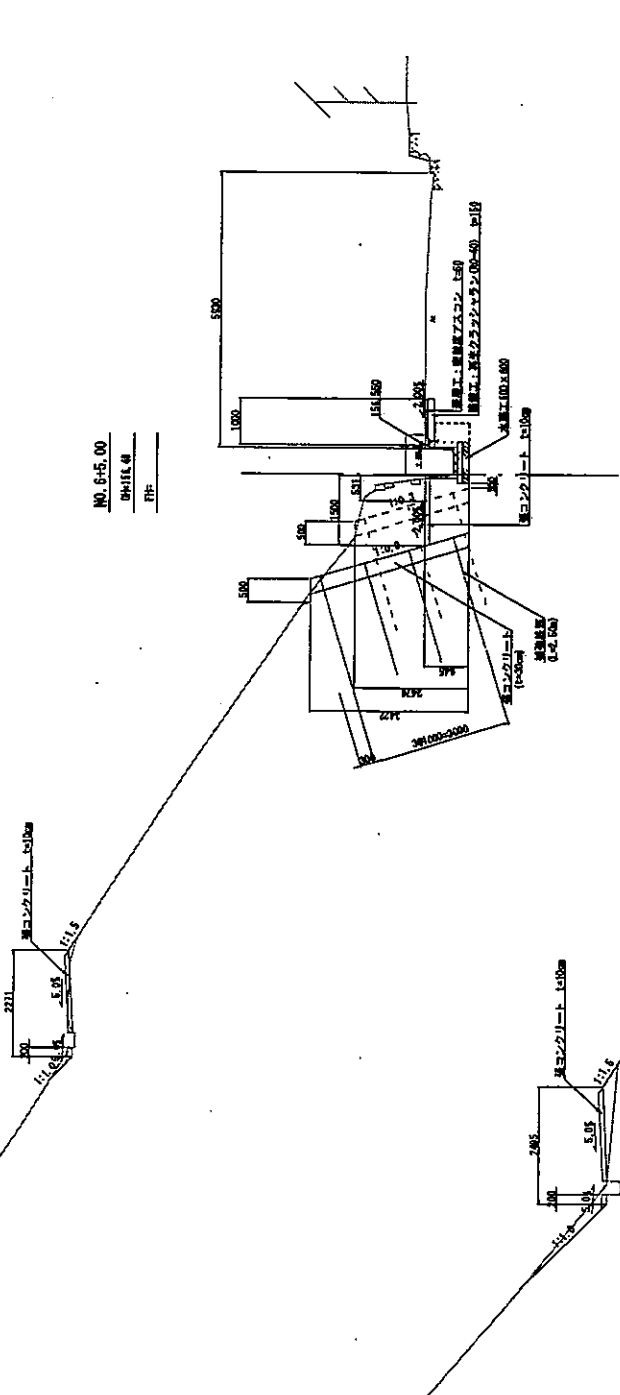
SARINERKAMER GEMIN		SARINERKAMER GEMIN	
NO.	DATE	NO.	DATE
1	1/10	2	1/10
3	1/10	4	1/10
5	1/10	6	1/10
7	1/10	8	1/10
9	1/10	10	1/10
11	1/10	12	1/10
13	1/10	14	1/10
15	1/10	16	1/10
17	1/10	18	1/10
19	1/10	20	1/10
21	1/10	22	1/10
23	1/10	24	1/10
25	1/10	26	1/10
27	1/10	28	1/10
29	1/10	30	1/10
31	1/10	32	1/10
33	1/10	34	1/10
35	1/10	36	1/10
37	1/10	38	1/10
39	1/10	40	1/10
41	1/10	42	1/10
43	1/10	44	1/10
45	1/10	46	1/10
47	1/10	48	1/10
49	1/10	50	1/10
51	1/10	52	1/10
53	1/10	54	1/10
55	1/10	56	1/10
57	1/10	58	1/10
59	1/10	60	1/10
61	1/10	62	1/10
63	1/10	64	1/10
65	1/10	66	1/10
67	1/10	68	1/10
69	1/10	70	1/10
71	1/10	72	1/10
73	1/10	74	1/10
75	1/10	76	1/10
77	1/10	78	1/10
79	1/10	80	1/10
81	1/10	82	1/10
83	1/10	84	1/10
85	1/10	86	1/10
87	1/10	88	1/10
89	1/10	90	1/10
91	1/10	92	1/10
93	1/10	94	1/10
95	1/10	96	1/10
97	1/10	98	1/10
99	1/10	100	1/10

横断面① (補強土) S=1:300
(J11)



設計者		監理者	
設計者		監理者	
図名	補強土	図尺	1:300
図号		図面	

横断図② (鉛直式崩壊土砂防護柵) S=1:50



図名	鉛直式崩壊土砂防護柵
図号	6+5.00
縮尺	1:50
設計者	
校核者	
承認者	

議案第42号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の締結について
次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定
により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）2月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その2）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥358,710,000.-
- 4 契約の相手方 尼崎市南武庫之荘3丁目3番8号
金山建設工業株式会社
代表取締役 金山 幸 司
- 5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
- 6 工事概要 道路土工 一式
法面工 175㎡
場所打擁壁工 57m（U型擁壁）
(W=10.1~10.3m、H=5.4~10.1m)
構造物撤去工 一式
仮設工 一式

議案第42号

工事請負契約((都) 荒地西山線道路新設改良工事 (その2))の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和4年(2022年)3月31日
- 2 設計者 神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号
阪急設計コンサルタント株式会社 神戸営業所
神戸営業所長 村上 雅一
- 3 予定価格 ¥449,840,600.-
(入札書比較価格 ¥408,946,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥337,380,450.-
(入札書比較価格 ¥306,709,500.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

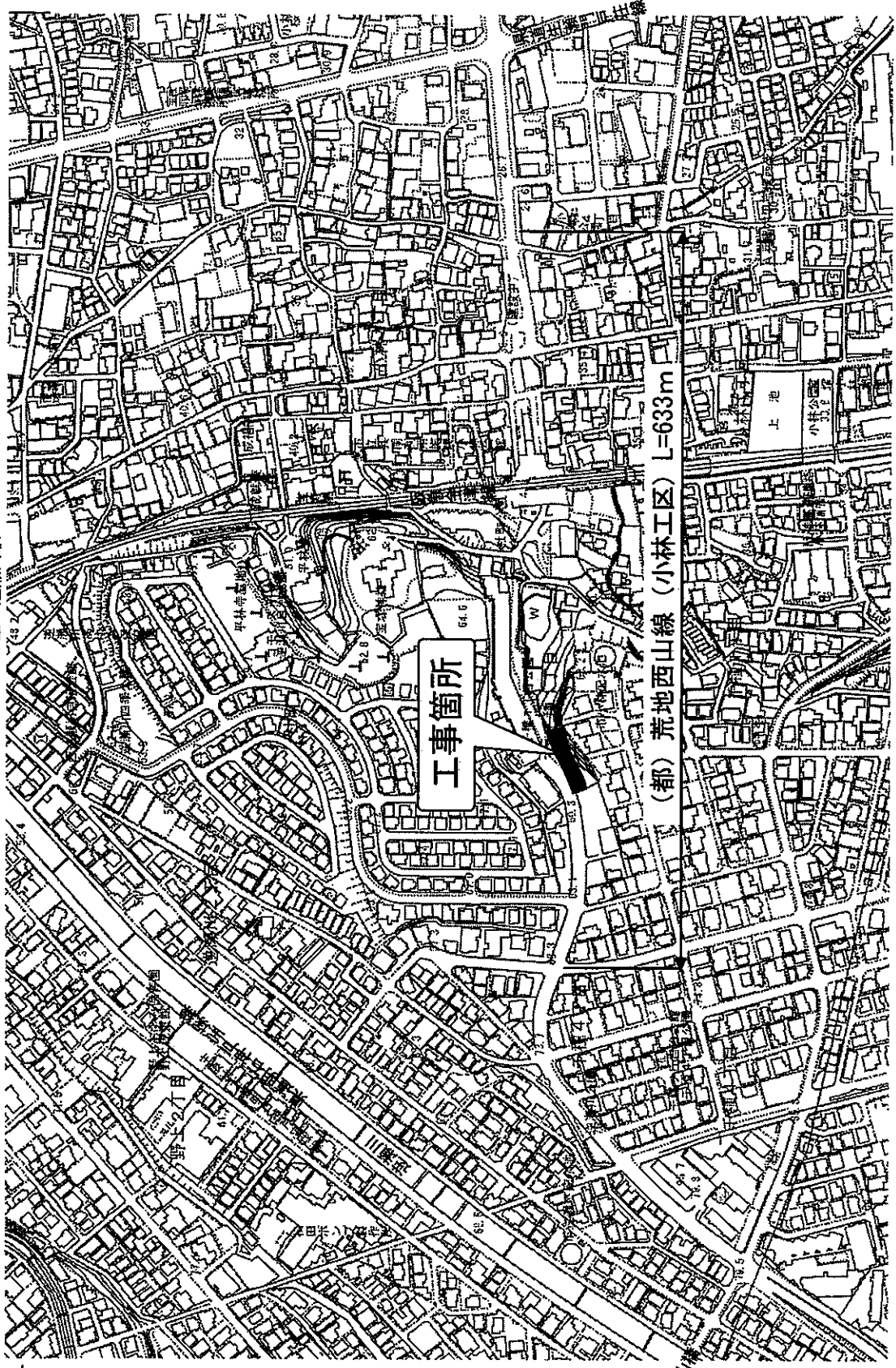
入札参加業者名	入札金額(円)	
金山建設工業(株)	¥326,100,000.-	落札
宇都宮建設(株)	¥369,980,000.-	
伊藤建設(株)	¥393,700,000.-	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥32,610,000.-
- 7 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図(別紙添付)



至 逆瀬川駅

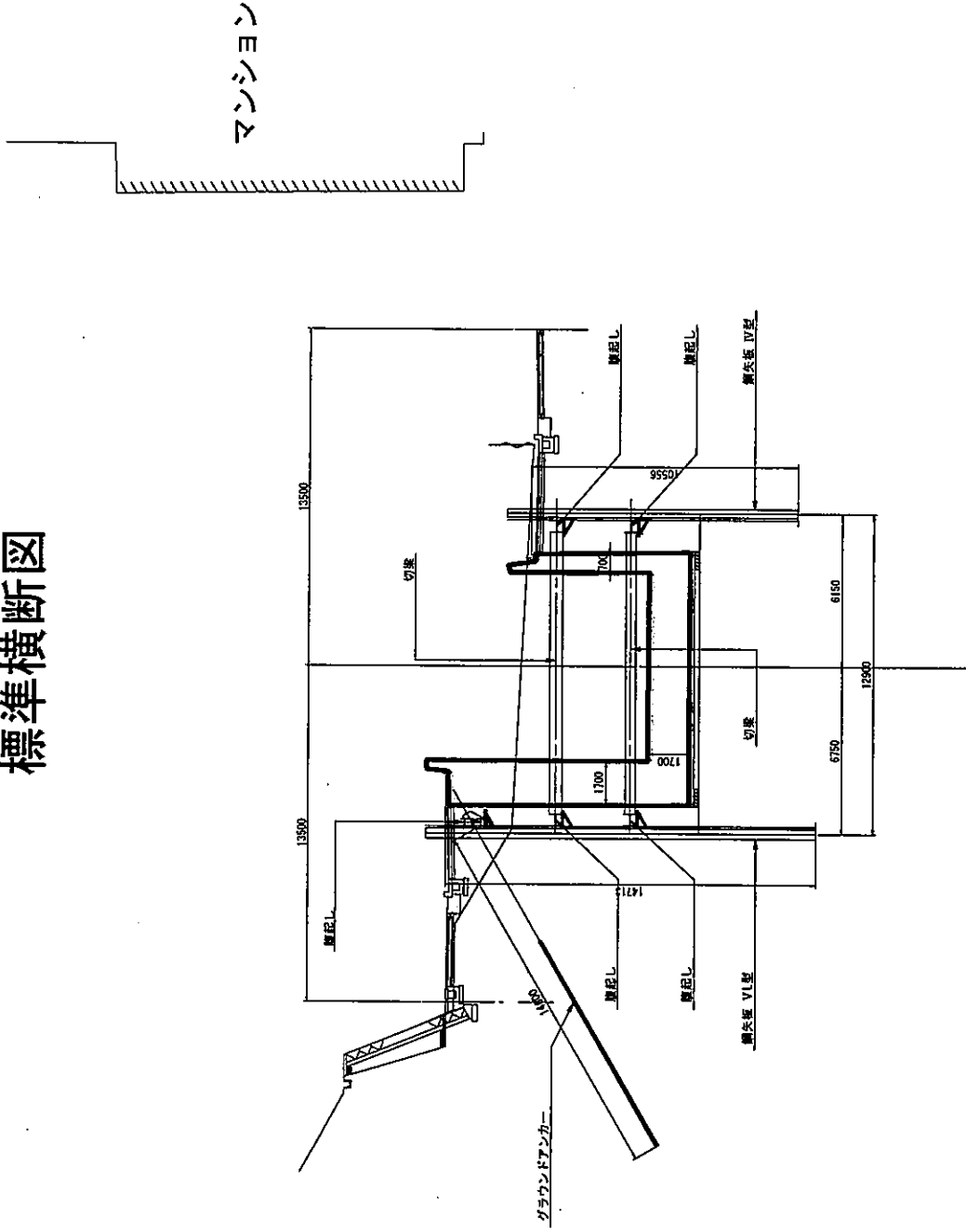


至 小林駅

70m

付近見取図 S=1:5,000

標準横断図



議案第43号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））、令和元年10月4日
議案第96号で議決、令和2年3月26日議案第30号及び令和2年6月26日議案第
68号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1
項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）2月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
2 契約の方法 一般競争入札
3 契約の金額 ￥616,625,900.-
4 契約の相手方 西宮市塩瀬町生瀬1131番地
株式会社森組 阪神営業所
所長 日 浦 豊
5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
6 工事概要 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
土工 一式
函渠工 一式
仮設工 一式」

中

- 「3 契約の金額 ￥616,625,900.-」
を
「3 契約の金額 ￥608,604,700.-」

に変更する。

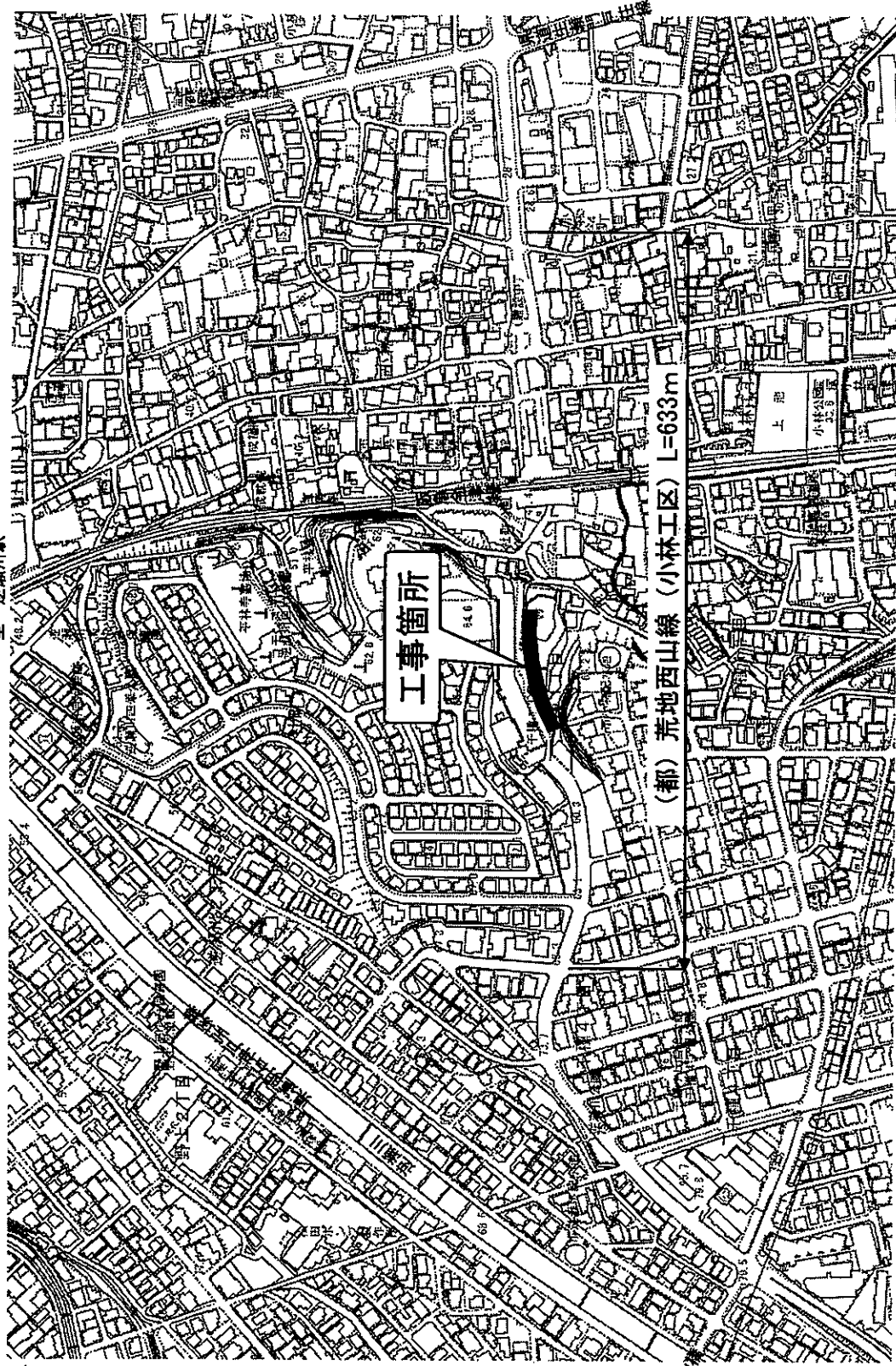
議案第43号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

- | | | | |
|---|----------|------------------------|------------------|
| 1 | 変更前の工事期間 | 着工 | 令和元年(2019年)10月4日 |
| | | 完工予定 | 令和3年(2021年)3月31日 |
| 2 | 変更後の工事期間 | 着工 | 令和元年(2019年)10月4日 |
| | | 完工予定 | 令和3年(2021年)7月30日 |
| 3 | その他 | 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付） | |



至 逆瀬川駅



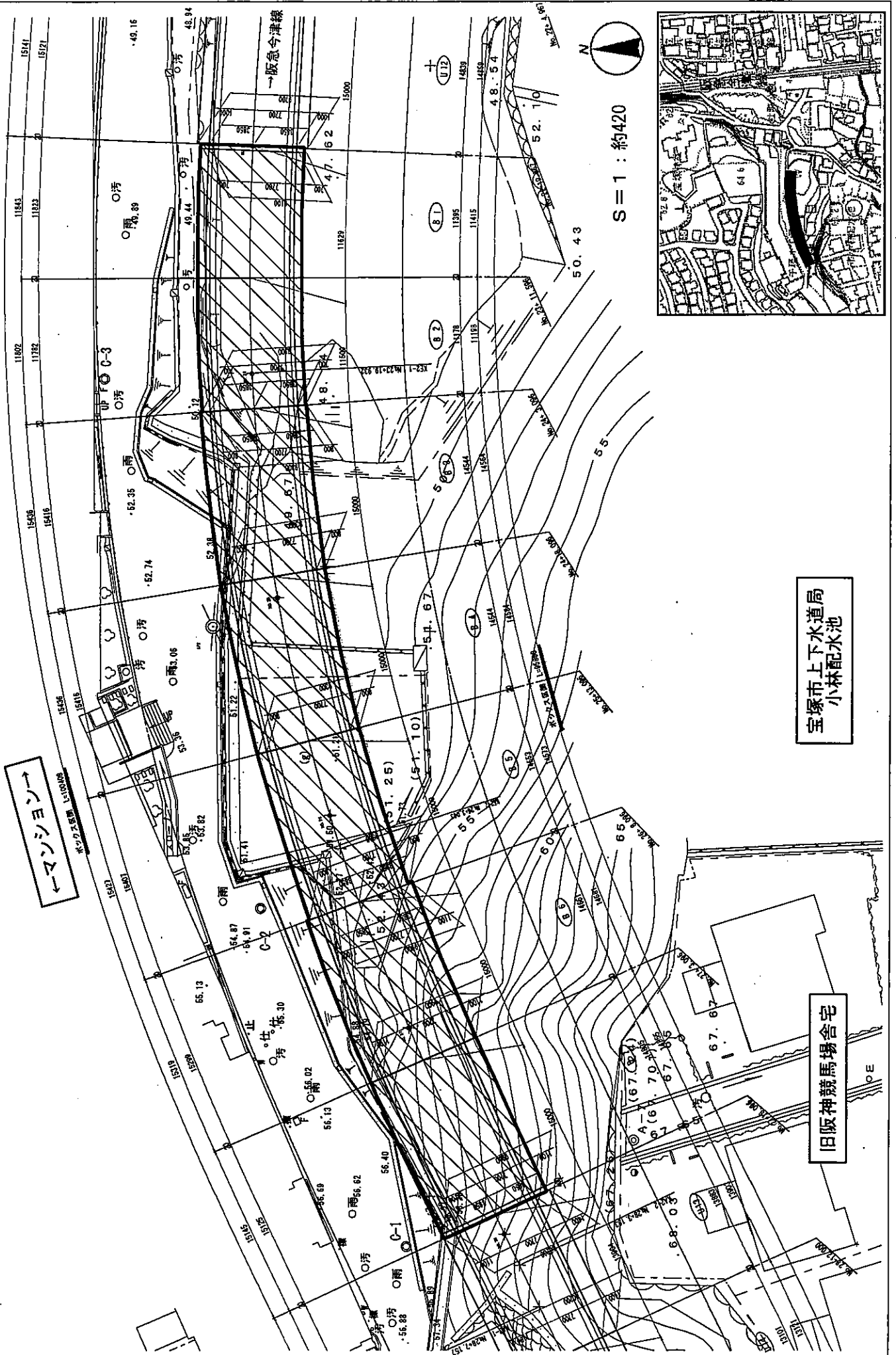
(都) 荒地西山線 (小林工区) L=633m

至 小林駅

70m

付近見取図 S=1:5,000

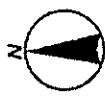
平面図



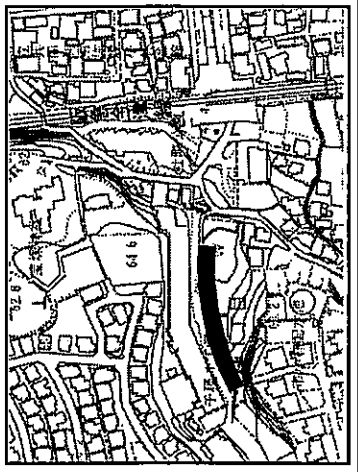
←マニション→
ホウナス建機 L-100408

宝塚市上下水道局
小林配水池

旧阪神競馬場舎

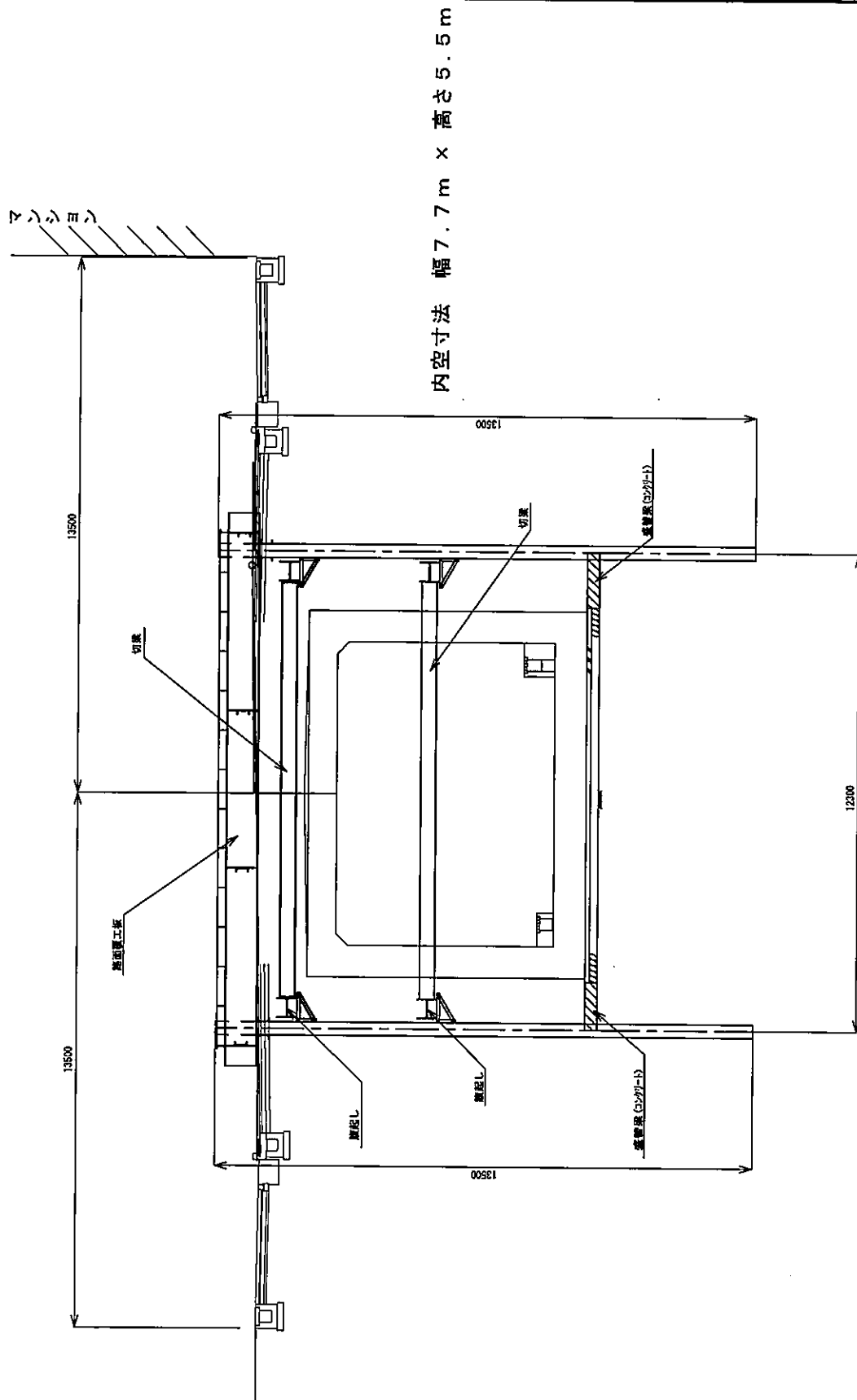


S = 1 : 約420



標準横断面図

No. 24+18.006 (B4配高)



議案第44号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川 智子

1 相手方

[Redacted]
[Redacted]

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、宝塚市に対し、市営 [Redacted] を明け渡せ。
 - (2) 相手方は、宝塚市に対し、市営住宅に係る平成26年5月分から令和2年12月19日分までの滞納家賃及び駐車場に係る平成24年9月分から令和2年12月19日分までの滞納使用料の合計額金904,500円の金員を支払え。
 - (3) 相手方は、宝塚市に対し、令和2年12月20日以後、(1)の明渡し済みに至るまで市営住宅につき1月124,800円及び駐車場につき1月16,000円の割合による金員を支払え。
 - (4) 訴訟費用は相手方の負担とする。
- との判決並びに(2)及び(3)につき仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※※個人情報保護のため、一部マスキングをしています

議案第44号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成15年(2003年)12月11日から市営[](以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成26年(2014年)5月分から家賃を、平成24年(2012年)9月分から同住宅内駐車場[]番(以下「本件駐車場」という。)に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、令和2年(2020年)12月3日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項及び第60条第1項の規定により相手方に対し、同月18日までに滞納家賃及び滞納使用料を全額納付しなければ本件住宅及び本件駐車場を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)

(使用許可の取消し等)

第60条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3)～(7) (略)
- 2 前項の規定については、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居した日」とあるのは「使用した日」と、「近傍同種の住宅の家賃等」とあるのは「使用料」と、「家賃の額」とあるのは「使用料の額」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第60条第1項第1号」と、同条第4項中「第1項第2号から第6号」とあるのは「第60条第1項第2号から第7号」と読み替えるものとする。

議案第45号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、次のとおり市道の管理の^{かし}瑕疵による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和2年10月22日午後7時30分頃、相手方が、相手方所有の普通貨物自動車で市道1430号線を西進中、宝塚市山本台3丁目140番1地先において、街路樹の管理が不十分であったため、同自動車の荷台が市道南側車道端から伸びていた同街路樹の幹に接触し、同自動車の荷台が損傷した。

この事故は、市道の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金752,400円

3 賠償の相手方

宝塚市中筋6丁目1番22号

佐川急便株式会社 宝塚営業所

所長 村 岡 宗 雄

議案第45号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 損害賠償の対象 | |
| 自動車の修理費 | 836,000円 |
| (2) 過失による市の負担割合 | 90% |
| (3) 市の相手方に対する賠償金額 | 752,400円 |

議案第46号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川智子

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第46号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

兵庫県市町村職員退職手当組合理約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)新旧対照表
(現行)

別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市
兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

(改正案)

別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市
兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

地方自治法(抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合

(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第47号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川 智子

1 認定しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4539	4539号線	起点	山手台東3丁目27番16		m 401.40	m 最大 7.20	
		終点	山手台東3丁目7番1349			m 最小 7.20	
4540	4540号線	起点	山手台東3丁目7番1368		m 97.30	m 最大 5.20	
		終点	山手台東3丁目7番1358			m 最小 5.20	
4541	4541号線	起点	山手台東3丁目25番6		m 81.00	m 最大 5.20	
		終点	山手台東3丁目24番12			m 最小 5.20	
4542	4542号線	起点	山手台東3丁目24番5		m 62.60	m 最大 5.20	
		終点	山手台東3丁目23番9			m 最小 5.20	
4543	4543号線	起点	山手台東3丁目7番1349		m 15.00	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東3丁目26番3			m 最小 4.00	
4544	4544号線	起点	山手台東4丁目7番1203		m 54.30	m 最大 6.10	歩行者 専用道路
		終点	山手台東3丁目7番1349			m 最小 4.75	
4545	4545号線	起点	山手台東3丁目7番1358		m 22.30	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東3丁目27番4			m 最小 4.00	

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4228	4228号線	変更前	起点	山手台東3丁目7番 1150		m 499.70	m 最大14.70 最小 9.15
			終点	山手台東3丁目7番 94			
		変更後	起点	山手台東3丁目7番 1150		m 847.30	m 最大14.70 最小 9.15
			終点	山手台東4丁目7番 145			
4502	4502号線	変更前	起点	山手台東3丁目19番 2		m 127.15	m 最大 6.00 最小 6.00
			終点	山手台東3丁目7番 94			
		変更後	起点	山手台東3丁目19番 2		m 175.55	m 最大 6.00 最小 6.00
			終点	山手台東3丁目7番 1346			

議案第48号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
298	298号線	変更前	起点	逆瀬川1丁目152番3		m	m
			終点	逆瀬川2丁目50番		87.40	最大 2.00
		変更後	起点	逆瀬川1丁目152番2		m	m
			終点	逆瀬川1丁目411番		46.85	最大 1.60
						最小 1.50	

議案第47号及び第48号

市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

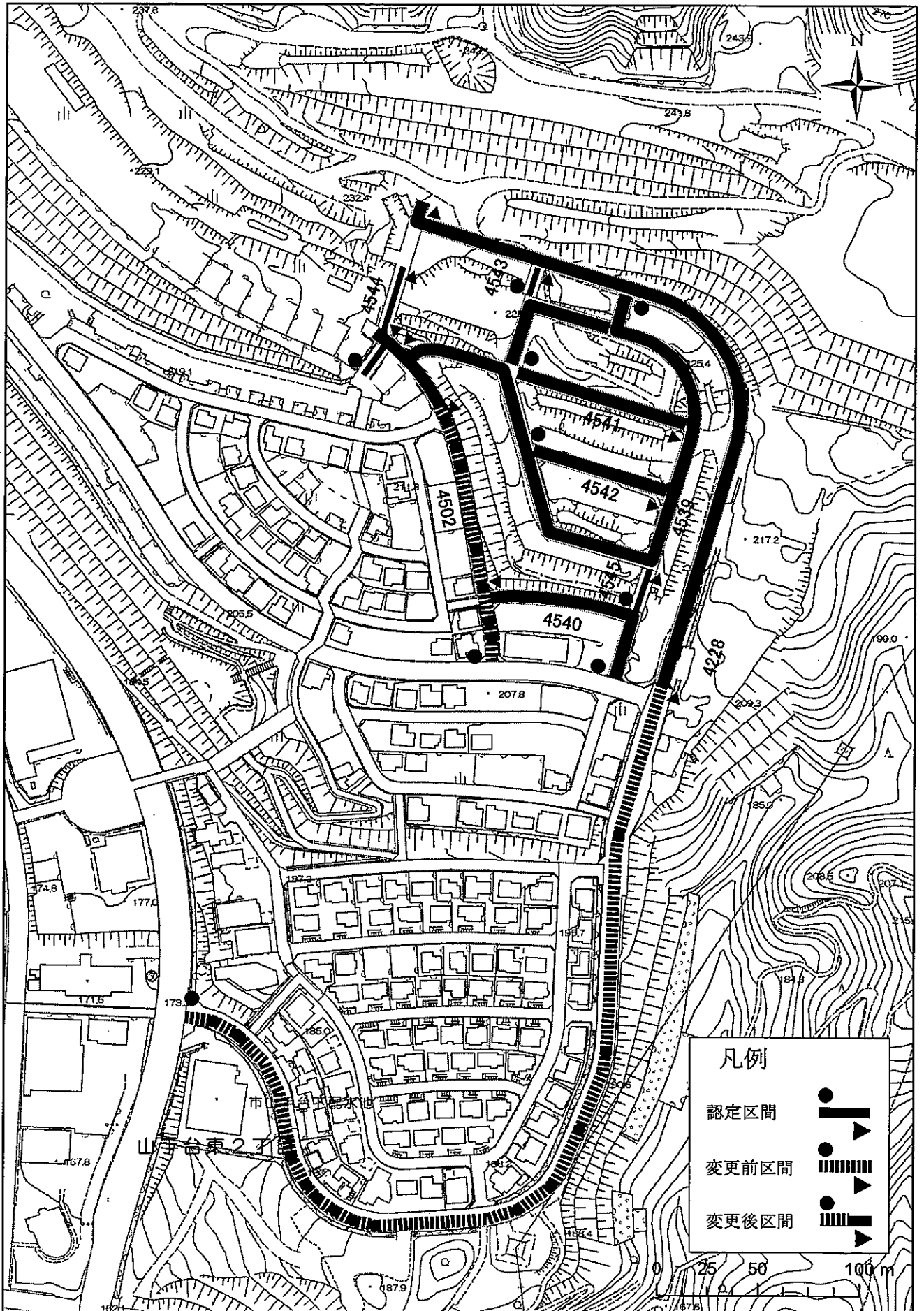
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

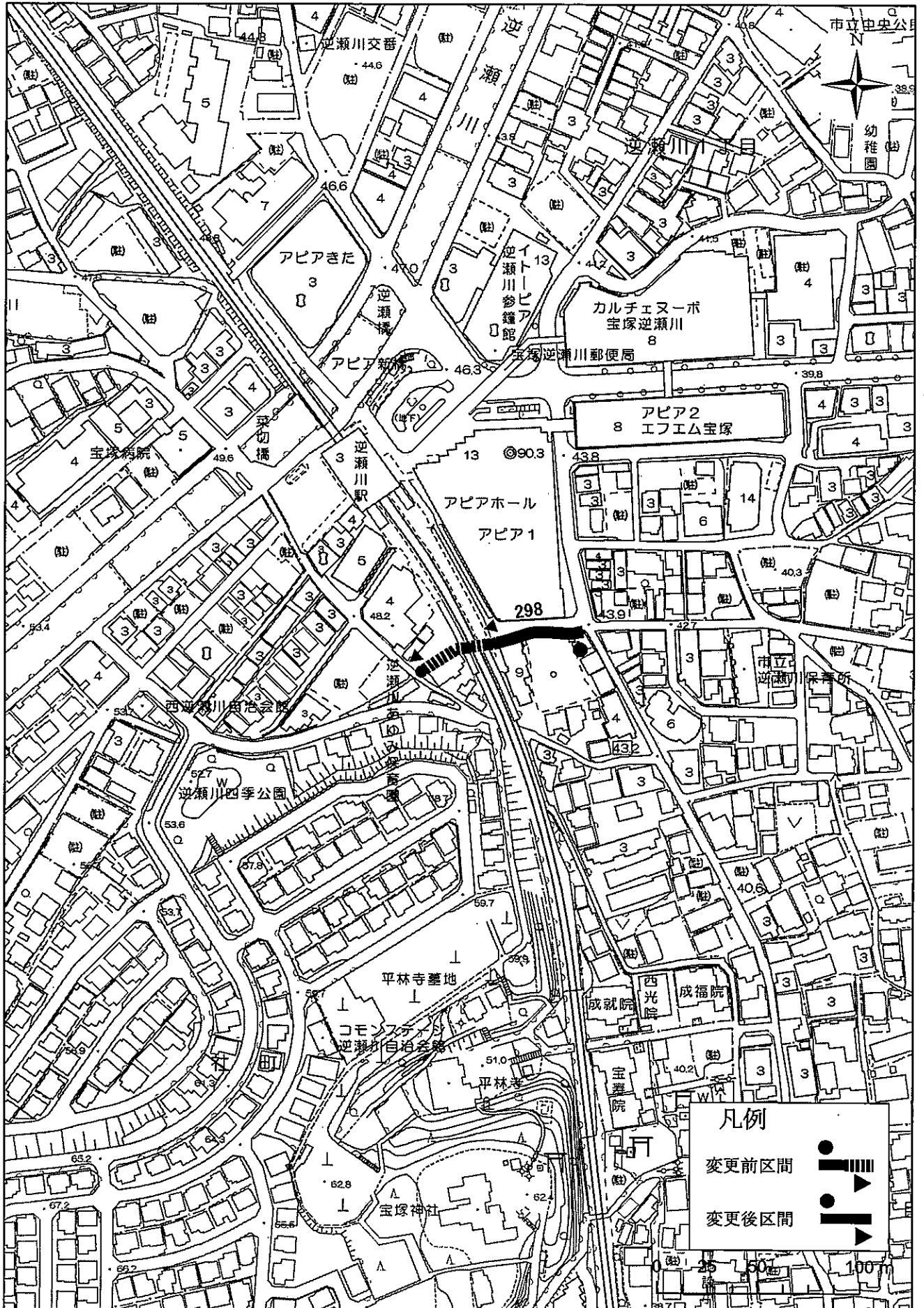
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第47号
 市道路線の認定及び認定変更について
 認定路線図



議案第48号
市道路線の認定変更について
認定路線図



凡例
 変更前区間
 変更後区間

議案第49号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市公平委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和3年4月6日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住所



氏名 春名 一典

※個人情報保護のため、一部マスクングしています。

議案第49号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住 所

氏 名 春 名 一 典

生年月日

学 歴

職 歴

昭和57年 4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録
阿部清治法律事務所勤務
昭和61年 4月 春名一典法律事務所(現春名・田中・細川法律事務所)設立
現在に至る。
平成元年11月 阪神7市公務災害補償等認定委員会委員
平成 8年10月 神戸家庭裁判所家事調停委員
現在に至る。
平成11年 4月 兵庫県弁護士会副会長
平成12年 2月 兵庫県労働委員会公益委員
平成12年 4月 甲南大学法学部非常勤講師
神戸地方裁判所及び伊丹簡易裁判所民事調停委員
現在に至る。
平成18年 1月 法務省神戸地方法務局筆界調査委員
平成21年 4月 兵庫県弁護士会会長
日本弁護士連合会常務理事
法務省民間紛争解決手続業務認証審査参与員
平成22年 4月 日本弁護士連合会監事
平成23年 4月 国立大学法人神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授
平成25年 4月 日本弁護士連合会副会長
平成26年 4月 日本弁護士連合会事務総長
平成28年 4月 日本弁護士連合会事務総長付き特別嘱託
平成28年 9月 法務省司法試験委員会委員
平成29年 4月 宝塚市公平委員会委員長
現在に至る。
平成30年 9月 神戸大学法学部非常勤講師
現在に至る。
令和 2年 1月 法務省神戸地方法務局筆界調査委員
現在に至る。

地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3~12 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第50号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員4人のうち1人の任期が、令和3年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)2月22日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住所

氏名 松浦 一枝

※個人情報保護のため、一部マスクングしています。

議案第50号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所

氏 名 松 浦 一 枝

生年月日

学 歴

職 歴

昭和55年 4月 宝塚市役所勤務
平成 6年 4月 保育ルームアリーテ代表
平成 6年 5月 伊丹市留守家庭児童懇話会委員
平成 9年 7月 株式会社アリーテ代表取締役
平成10年10月 伊丹コミュニティ放送(株)番組審議会委員
平成11年 6月 兵庫県阪神地域夢21委員会委員
平成12年 9月 兵庫県被災地コミュニティ・ビジネス支援ネット委員
平成12年10月 伊丹市女性政策懇話会委員
平成14年10月 伊丹市公平委員会委員
平成15年 5月 伊丹市家庭教育推進計画策定委員
平成16年11月 株式会社ロック・フィールド勤務
平成23年10月 神戸新聞文芸川柳壇選者(筆名 八上桐子)、神戸新聞カルチャー講師
現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

